

社会福祉法人 井の頭会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人井の頭会の役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の会議出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、理事長等が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、理事長等が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員選任・解任委員会に出席したときは、評議員選任・解任委員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

(監事以外の役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の業務報酬)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会及び選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2及び別表2-2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が理事会以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(出張)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡と業務管理)

第9条 役員等は、業務計画と業務報告を作成して理事長が指定する日までに理事長に提出するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、2017年5月31日に議決し、2017年6月1日より適用する

別表1 (日額)

会議報酬	名称	報酬(税別)	交通費
	理事会報酬	10,000円	実費
	業務執行理事会報酬	5,000円	実費
	評議員会報酬	5,000円	実費
	評議員選任・解任委員会報酬	5,000円	実費

別表2 (日額)

業務報酬	名称	報酬(税別)	交通費
	理事業務報酬	5,000円	実費
	業務執行理事業務報酬	5,000円	実費
	監事監査業務報酬	30,000円	実費

別表2-2 (月額)

報酬業務	名称	報酬(税別)	交通費
	理事長業務報酬	50,000円	実費

別表3 (日額)

出張	宿泊費	他経費	報酬(税別)	交通費
	15,000円	実費	10,000円	実費